

第 41 号議案

神戸市国民健康保険条例及び神戸市国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例の件

神戸市国民健康保険条例及び神戸市国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 5 月 9 日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市国民健康保険条例及び神戸市国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

(国民健康保険条例の一部改正)

第 1 条 神戸市国民健康保険条例（昭和35年10月条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則 1 ～ 3 [略] <u>（平成30年度から令和 6 年度までの各年度分に係る所得割額の算定の特例）</u>	附 則 1 ～ 3 [略] <u>（平成30年度以後の年度分に係る所得割額の算定の特例）</u>
4 <u>平成30年度から令和 6 年度までの各年度分</u> の保険料の賦課に関して	4 <u>平成30年度以後の年度分</u> の保険料の賦課に関しては、 <u>当分の間</u> 、次に掲

は、次に掲げる一般被保険者に係る第14条第1項の規定の適用については、同項中「(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)」とあるのは、「平成30年度から令和6年度までの各年度分の保険料に係る所得割額の算定にあつては、当該合計額から附則第4項各号に掲げる一般被保険者の区分に応じ当該各号に定める額(2以上の区分に該当する場合にあつては、その合計額)を控除した額。以下「附則第4項の規定による減額後の総所得金額等」という。)」とする。

(1)～(3) [略]

5 [略]

(平成30年度から令和6年度までの各年度分に係る保険料の基礎賦課額の算定の特例)

6 賦課期日の属する年度の前年の12月31日において19歳未満であつて、かつ、賦課期日において同一の世帯に属する被保険者を有する世帯に係る平成30年度から令和6年度までの各年度分に係る第13条の所得割額は、附則第4項の規定により読み替えられた第14条の規定により算定した所得割額(以下この項において「読

げる一般被保険者に係る第14条第1項の規定の適用については、同項中「(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)」とあるのは、「平成30年度以後の保険料に係る所得割額の算定にあつては、当該合計額から附則第4項各号に掲げる一般被保険者の区分に応じ当該各号に定める額(2以上の区分に該当する場合にあつては、その合計額)を控除した額。以下「附則第4項の規定による減額後の総所得金額等」という。)」とする。

(1)～(3) [略]

5 [略]

(平成30年度以後の年度分に係る保険料の基礎賦課額の算定の特例)

6 賦課期日の属する年度の前年の12月31日において19歳未満であつて、かつ、賦課期日において同一の世帯に属する被保険者を有する世帯に係る平成30年度以後の年度分に係る第13条の所得割額は、附則第4項の規定により読み替えられた第14条の規定により算定した所得割額(以下この項において「読替え後の所得割額」

替え後の所得割額」という。)から当該被保険者一人につき33万円に第15条第1項第1号に規定する保険料率を乗じた金額(以下この項において「特例控除額」という。)を控除して算定した額(特例控除額が読替え後の所得割額を超える場合にあつては、0円)とする。

(令和7年度から令和11年度までの各年度分に係る保険料の基礎賦課額の算定の特例)

7 令和7年度から令和11年度までの各年度分に係る第13条の基礎賦課額は、第1号に規定する額と第2号に規定する額との差額に、各年度に应ずる附則第13項の表に掲げる割合(以下「調整割合」という。)を乗じて得た額(10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額。以下「基礎賦課額調整額」という。)を控除して算定した額とする。

(1) 第13条の基礎賦課額

(2) 附則第4項及び前項に規定する算定の特例を受ける者について当該年度分に適用して算定した場合における基礎賦課額に相当する額(第15条の5に規定する基礎賦課限度額を超える場合は、当該基礎

という。)から当該被保険者一人につき33万円に第15条第1項第1号に規定する保険料率を乗じた金額(以下この項において「特例控除額」という。)を控除して算定した額(特例控除額が読替え後の所得割額を超える場合にあつては、0円)とする。

(令和5年度の年度分に係る保険料の基礎賦課額の算定の特例)

7 令和5年度の年度分に係る第13条の基礎賦課額は、第1号に規定する額と第2号に規定する額との差額に100分の10を乗じて得た額(10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額)(以下「基礎賦課額調整額」という。)を控除して算定した額(第2号に規定する額が第1号に規定する額を超える場合にあつては、第1号に規定する額)とする。

(1) 第13条の基礎賦課額

(2) 所得割に係る保険料率を100分の10.27、被保険者均等割に係る額を23,330円及び世帯別平等割に係る額を24,790円として神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例(平成30年3月条例第31号。以下

賦課限度額)

(平成30年度から令和6年度までの各年度分に係る保険料の後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定の特例)

- 8 賦課期日の属する年度の前年の12月31日において19歳未満であつて、かつ、賦課期日において同一の世帯に属する被保険者を有する世帯に係る平成30年度から令和6年度までの各年度分に係る第15条の7の所得割額は、附則第5項の規定により読み替えられた第15条の8の規定により算定した所得割額（以下この項において「読替え後の所得割額」という。）から当該被保険者1人につき33万円に第15条の10第1号に規定する保険料率を乗じた金額（以下この項において「特例控除額」という。）を控除

「改正条例」という。）による改正前の神戸市国民健康保険条例（以下「旧条例」という。）第14条及び第14条の2の規定により算定した基礎賦課額に相当する額（神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和2年3月条例第58号）による改正後の第15条の5に規定する基礎賦課限度額を超える場合は、当該基礎賦課限度額）

(平成30年度以後の年度分に係る保険料の後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定の特例)

- 8 賦課期日の属する年度の前年の12月31日において19歳未満であつて、かつ、賦課期日において同一の世帯に属する被保険者を有する世帯に係る平成30年度以後の年度分に係る第15条の7の所得割額は、附則第5項の規定により読み替えられた第15条の8の規定により算定した所得割額（以下この項において「読替え後の所得割額」という。）から当該被保険者1人につき33万円に第15条の10第1号に規定する保険料率を乗じた金額（以下この項において「特例控除額」という。）を控除して算定した額

して算定した額（特例控除額が読替え後の所得割額を超える場合にあっては、0円）とする。

（令和7年度から令和11年度までの各年度分に係る保険料の後期高齢者支援金等賦課額の算定の特例）

9 令和7年度から令和11年度までの各年度分に係る第15条の7の後期高齢者支援金等賦課額は、第1号に規定する額と第2号に規定する額との差額に、調整割合を乗じて得た額（10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額。以下「後期高齢者支援金等賦課額調整額」という。）を控除して算定した額とする。

(1) 第15条の7の後期高齢者支援金等賦課額

(2) 附則第4項及び前項に規定する所得割額の算定の特例を受ける者について当該年度分に適用して算定した場合における後期高齢者支援金等賦課額に相当する額（第15条の14に規定する後期高齢者支援金等賦課限度額を超える場合は、当該後期高齢者支援金等賦課限度額）

（特例控除額が読替え後の所得割額を超える場合にあっては、0円）とする。

（令和5年度の年度分に係る保険料の後期高齢者支援金等賦課額の算定の特例）

9 令和5年度の年度分に係る第15条の7の後期高齢者支援金等賦課額は、第1号に規定する額と第2号に規定する額との差額に100分の10を乗じて得た額（10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額）（以下「後期高齢者支援金等賦課額調整額」という。）を控除して算定した額（第2号に規定する額が第1号に規定する額を超える場合にあっては、第1号に規定する額）とする。

(1) 第15条の7の後期高齢者支援金等賦課額

(2) 所得割に係る保険料率を100分の3.12、被保険者均等割に係る額を7,300円及び世帯別平等割に係る額を7,760円として旧条例第15条の8及び第15条の9の規定により算定した後期高齢者支援金等賦課額に相当する額（改正条例による改正後の第15条の14に規定する後期高齢者支援金賦課限度額を超

(平成30年度から令和6年度までの各年度分に係る保険料の介護納付金賦課額の所得割額の算定の特例)

- 10 賦課期日の属する年度の前年の12月31日において19歳未満であつて、かつ、賦課期日において同一の世帯に属する被保険者を有する世帯に係る平成30年度から令和6年度までの各年度分に係る第15条の16の所得割額は、附則第5項の規定により読み替えられた第15条の17の規定により算定した所得割額（以下この項において「読替え後の所得割額」という。）から当該被保険者1人につき33万円に第15条の19第1号に規定する保険料率を乗じた金額（以下この項において「特例控除額」という。）を控除して算定した額（特例控除額が読替え後の所得割額を超える場合にあつては、0円）とする。

(令和7年度から令和11年度までの各年度分に係る保険料の介護納付金賦課額の算定の特例)

- 11 令和7年度から令和11年度までの各年度分に係る第15条の16の介護納付金賦課額は、第1号に規定する額

える場合は、当該後期高齢者支援金等賦課限度額)

(平成30年度以後の年度分に係る保険料の介護納付金賦課額の所得割額の算定の特例)

- 10 賦課期日の属する年度の前年の12月31日において19歳未満であつて、かつ、賦課期日において同一の世帯に属する被保険者を有する世帯に係る平成30年度以後の年度分に係る第15条の16の所得割額は、附則第5項の規定により読み替えられた第15条の17の規定により算定した所得割額（以下この項において「読替え後の所得割額」という。）から当該被保険者1人につき33万円に第15条の19第1号に規定する保険料率を乗じた金額（以下この項において「特例控除額」という。）を控除して算定した額（特例控除額が読替え後の所得割額を超える場合にあつては、0円）とする。

(令和5年度の年度分に係る保険料の介護納付金賦課額の算定の特例)

- 11 令和5年度の年度分に係る第15条の16の介護納付金賦課額は、第1号に規定する額と第2号に規定する額

と第2号に規定する額との差額に、調整割合を乗じて得た額（10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額。以下「介護納付金賦課額調整額」という。）を控除して算定した額とする。

(1) 第15条の16の介護納付金賦課額

(2) 附則第4項及び前項に規定する所得割額の算定の特例を受ける者について当該年度分に適用して算定した場合における介護納付金賦課額に相当する額（第15条の20に規定する介護納付金賦課限度額を超える場合は、当該介護納付金賦課限度額）

12 [略]

（令和7年度から令和11年度までの各年度分に係る保険料の算定の特例割合）

13 附則第7項、附則第9項及び附則第11項の規定における、令和7年度から令和11年度までの各年度にお

との差額に100分の10を乗じて得た額（10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額）（以下「介護納付金賦課額調整額」という。）を控除して算定した額（第2号に規定する額が第1号に規定する額を超える場合にあつては、第1号に規定する額）とする。

(1) 第15条の17の介護納付金賦課額

(2) 所得割に係る保険料率を100分の3.23、被保険者均等割に係る額を7,940円及び世帯別平等割に係る額を6,290円として旧条例第15条の17及び第15条の18の規定により算定した介護納付金賦課額に相当する額（神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和2年3月条例第58号）による改正後の第15条の20に規定する介護納付金賦課限度額を超える場合は、当該介護納付金賦課限度額）

12 [略]

る保険料の調整割合は、次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、同表の右欄に掲げる割合とする。

令和7年度	100分の84
令和8年度	100分の67
令和9年度	100分の50
令和10年度	100分の34
令和11年度	100分の17

(国民健康保険財政安定化基金条例の一部改正)

第2条 神戸市国民健康保険財政安定化基金条例(平成9年3月条例第63号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>国民健康保険事業の健全な運営に資するため</u>、神戸市国民健康保険財政安定化基金(以下「基金」という。)を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>経済事情の急激な変動等により本市の国民健康保険事業に要する費用の財源が不足する場合において当該不足額を埋めるための財源に充てるため</u>、神戸市国民健康保険財政安定化基金(以下「基金」という。)を設置する。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の神戸市国民健康保険条例は、令和7年度以降の年度分の保険料について適用し、令和6年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

理 由

保険料の算定の特例を見直す等にあたり、条例を改正する必要があるため。